

マンホールトイレ設置助成制度について

災害時の自助・共助・公助の促進を図る新たな取り組みとして、自主的な防災活動を積極的に行っている組織（町内会、マンション）に対し、マンホールトイレ設置助成を行いますので、制度の概要についてご案内します。

※マンホールトイレとは
宅地内にあるますの上に簡易な便座やパネルを設け、
災害時において迅速にトイレ機能を確保するものです。

(イメージ)



1 交付対象者

自主的な防災活動を積極的に行っている組織

例：町の防災組織活動費補助金の交付を受けている組織、マンションの防災組織など

2 交付対象物

① 上部構造物（汚水ますの上に設置するパネル等、便器など、） ※1

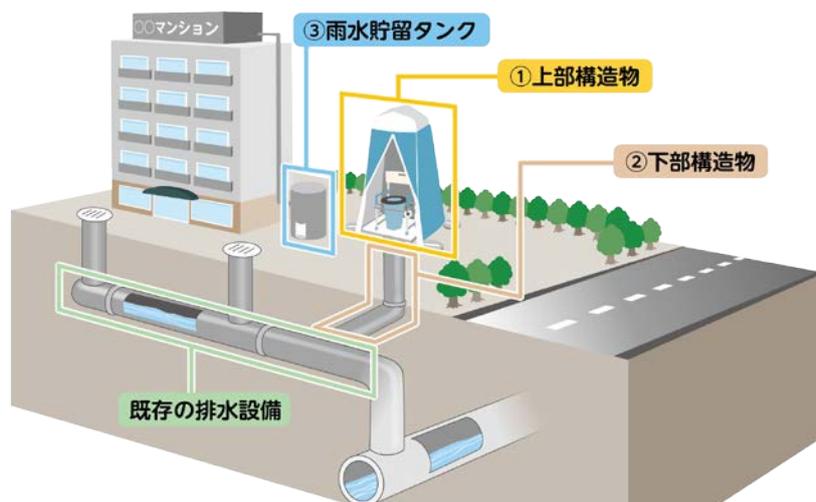
② 下部構造物（汚水ますや排水設備の工事が必要な場合）

③ 雨水貯留タンク（容量 200 リットル以上） ※1・2

※1 1 建築物につき 1 基

※2 ③のみの助成は不可

(設置イメージ図)



(裏面あり)

3 設置場所

自治会館、町内会館、マンションの敷地内等

※特定の個人のみ使用する場所（個人住宅など）は対象外

4 助成金額

マンホールトイレ設置費用の10分の9以内（上限30万円）

※上記①・③の送料及び設置費は助成の対象外

5 申請方法

下記宛先へご持参またはご郵送ください。

6 申請先

〒231-0005

横浜市中区本町 6-50-10

横浜市 環境創造局 管路保全課 下水道普及担当

7 申請期間・申請上限

令和3年8月16日（月）～令和4年1月28日（金）

予算が無くなり次第終了となります。

8 その他

詳細はリーフレット、ホームページをご確認ください。

申請を検討される際は、まず管路保全課（下記連絡先）までご相談ください。

環境創造局管路保全課
担当：杉田、川上、中島
電話：045-671-2829
FAX：045-641-5330